

鉢田市公告第73号

様式第4号(第4条関係)

鉢田市普通財産一般競争入札に関する公告

鉢田市普通財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年12月26日

鉢田市長 井川 茂樹

1 物件

物件番号	物件の所在地	地目	地積(m ²)	最低売払価格(円)
1	鉢田市新鉢田西二丁目2番11	宅地	218.06	3,660,000
2	鉢田市串挽字堀之内2145番2 鉢田市串挽字堀之内2145番3 鉢田市串挽字堀之内2145番7	雑種地	911.00 715.00 1,493.00 計 3,119.00	3,743,000

2 一般競争入札に参加することができるものは、次の各号のいずれにも該当しない個人又は法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から2年を経過していない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は次に掲げる者。
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながらその者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら下請契約、資材、原材料等の購入契約等を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するな

ど社会的に非難されるべき関係を有している者

- (5) 市税を滞納している者
- (6) この売却に係る市有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (7) 提出書類に不備又は不正のある者

3 入札説明書等は次の場所で配布する。

- (1) 配布場所 鉾田市役所政策企画部財政課及び市公式ホームページ
- (2) 配布期間 令和7年12月26日から令和8年1月27日まで（ただし、土日及び祝日並びに年末年始閉庁日は除く）

4 入札参加申込書等の提出

- (1) 入札参加申込書等は、持参すること。郵送、電話及びファックスによる申込は不可。

(2) 提出先

〒311-1592 茨城県鉾田市鉾田 1444 番地 1
鉾田市役所 政策企画部 財政課

- (3) 提出期限 令和8年1月27日 午後4時00分

5 入札の執行日及び場所

物件番号1

- (1) 日時 令和8年1月28日 午前11時00分
- (2) 場所 鉾田中央公民館 1階会議室

物件番号2

- (1) 日時 令和8年1月28日 午前11時10分
- (2) 場所 鉾田中央公民館 1階会議室

6 入札保証金

物件番号	入札保証金額
1	183,000 円
2	188,000 円

7 入札の無効

鉾田市普通財産一般競争入札実施要綱第8条に該当する入札は無効とする。

8 契約不履行

落札者が、落札決定の日から起算して7日以内に売買契約を締結しない場合（市長が特に認める場合を除く。）は、その落札は無効とする。

9 契約書の作成及び売買代金支払い方法

売買契約の締結は、市が作成する契約書により行い、売買代金は、市の発行する納入通知書または市指定口座に振込みにより指定する期限までに納入する。

10 入札の詳細については、市有財産売却一般競争入札説明書を確認すること。